

第50回サステナビリティ基準委員（SSBJ） での審議の概要

2025年3月19日開催

2025年3月25日

第50回の審議では、SSBJ基準の公表（2025年3月5日公表）を受けて、SSBJ基準とISSB基準の差異の一覧及び項番対照表の公表や、SSBJ基準適用の参考となる補足文書の公表等が審議されました。

【第50回SSBJで審議された事項】

審議事項

- (1) サステナビリティ基準諮問会議からの報告（審議事項C1）
 - (2) サステナビリティ関連情報のアップデート（参考資料1-1、1-2、1-3、1-4）
 - (3) SSBJ 基準の導入支援（審議事項A4-1、A4-2）（※1）
 - (4) 補足文書の検討（審議事項A3）
 - (5) IFRS財団公開草案「IFRS財団『デュ・プロセス・ハンドブック』の修正案」への対応（審議事項B31-1、B31-2）（※1）
 - (6) 委員会の運営について（審議非公開）（審議事項C2）（※1）
- （※1） 審議事項A4-1、A4-2、B31-2、C2については、資料は非公開

報告事項

- (1) 2025年2月サステナビリティ基準アドバイザー・フォーラム（SSAF）の報告（報告事項B11）

審議事項

- (1) サステナビリティ基準諮問会議からの報告（審議事項C1）

2025年3月17日に開催された第9回サステナビリティ基準諮問会議の概要について、サステナビリティ基準諮問会議の岸田議長より報告がなされ、審議が行われました。

- (2) サステナビリティ関連情報のアップデート（参考資料1-1、1-2、1-3、1-4）

2025年2月12日に、金融審議会「サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ」（第1回）が開催され、サステナビリティ保証制度及びサステナビリティ保証業務実施者に求められる規律の在り方等について議論が行われました。これにつき、金融庁企画市場局企業開示課 定本課長補佐より、審議の状況について説明がなされ、意見交換が行われました。

- (3) SSBJ 基準の導入支援（審議事項 A4-1、A4-2）

SSBJ事務局より、SSBJ基準の導入支援のため、SSBJ 基準と国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という）が公表したサステナビリティ開示基準（以下「ISSB基準」という）の差異の一覧及び項番対照表を公表する（※2）ことについて説明がなされ、以下の資料について審議が行われました。

- ① SSBJ 基準と ISSB 基準の差異の一覧（審議事項 A4-1）
- ② SSBJ 基準と ISSB 基準の項番対照表（審議事項 A4-2）

（※2） 公表に当たっては、ISSB と相互に確認（confirm）したうえで、SSBJのウェブサイトでの公表することを予定しています。

【審議結果】

審議の結果、差異の一覧及び項番対照表を公表することについて了承が得られました。

(4) 補足文書の検討（審議事項A3）

SSBJ事務局より、ISSBが公表したISSB基準に関する付属ガイダンス並びに教育的資料（以下「教育的資料等」という）について、SSBJ基準の補足文書として公表する（※3）ことについて説明がなされ、以下の教育的資料等について審議が行われました。

- (1) IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」（以下「IFRS S1号」という）に関する付属ガイダンス
- (2) IFRS S2号「気候関連開示」（以下「IFRS S2号」という）に関する付属ガイダンス
- (3) 教育的資料「気候関連のリスク及び機会の自然及び社会的側面」
- (4) 教育的資料「IFRS S1号における要求事項を満たすための『SASBスタンダード』の使用」
- (5) 教育的資料「現在の及び予想される財務的影響」
- (6) 教育的資料「サステナビリティ関連のリスク及び機会、並びに重要性がある情報の開示」
- (7) 教育的資料「IFRSサステナビリティ開示基準におけるプロポーショナルリティのメカニズム」

（※3）SSBJは、基準を適用した結果として開示される情報が国際的な比較可能性を大きく損なわせないものとなるようにすることを意図して基準開発を行っています。そのため、ISSBが公表する教育的資料等のうち、ISSB基準の適用において参考となるものについて、SSBJ基準の適用に当たり参考にできるように、SSBJの了承を得たものをSSBJの補足文書と位置付けることとしています。

【審議結果】

審議の結果、補足文書を公表することについて了承が得られました。

(5) IFRS財団公開草案「IFRS財団『デュー・プロセス・ハンドブック』の修正案」への対応（審議事項B31-1、B31-2）

SSBJ事務局より、IFRS財団が公表した公開草案「IFRS財団『デュー・プロセス・ハンドブック』の修正案」（コメント期限：2025年3月28日）への対応（※4）について説明がなされ、以下の資料について審議が行われました。

- ① 公開草案「IFRS財団『デュー・プロセス・ハンドブック』の修正案」への対応（審議事項B31-1）
- ② 公開草案「IFRS財団『デュー・プロセス・ハンドブック』の修正案」に対するコメント・レターの文案（審議事項B31-2）

（※4）多くの提案はIASB及びISSBに共通のものとなっていることから、SSBJ及びASBJそれぞれにおいてコメント・レター提出の了承を得たうえで、SSBJ及びASBJの連名でコメント提出することを提案。

【審議結果】

審議の結果、事務局の提案が基本的に支持されました。

(6) 委員会の運営について（審議非公開）（審議事項C2）

SSBJの2025年度の事業計画（案）及び予算（案）について、財務会計基準機構（以下「FASF」という）の岩間事務局長及び中條常勤委員より説明がなされ、審議が行われました。

【審議結果】

審議の結果、当事業計画案及び予算案をFASF理事会に提出することとされました。

報告事項

(1) 2025年2月サステナビリティ基準アドバイザリー・フォーラム（SSAF）の報告（報告事項B11）

SSBJもメンバーとして参加したISSBの諮問機関であるサステナビリティ基準アドバイザリー・フォーラム（SSAF）（2025年2月18日にモントリオールにて開催）の概要について、報告が行われました。

参 考 : [第50回サステナビリティ基準委員会の概要 | サステナビリティ基準委員会](#)

関連記事 : [第49回サステナビリティ基準委員会（SSBJ）での審議の概要](#)

[第48回サステナビリティ基準委員会（SSBJ）での審議の概要](#)

[第47回サステナビリティ基準委員会（SSBJ）での審議の概要](#)

サステナビリティ開示・保証の最新規制動向

日本・ヨーロッパ・南北アメリカ・アジアパシフィックにおけるサステナビリティ情報の開示・保証の規制に関する最新動向を取りまとめています。

有限責任監査法人トーマツ

〒100-8360 東京都千代田区丸の内3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

<http://www.deloitte.com/jp/audit>

デロイト・トーマツ・グループは、日本におけるデロイト・アジア・パシフィック・リミテッドおよびデロイト・ネットワークのメンバーであるデロイト・トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト・トーマツ・リスク・アドバイザリー・合同会社、デロイト・トーマツ・コンサルティング・合同会社、デロイト・トーマツ・ファイナンシャル・アドバイザリー・合同会社、デロイト・トーマツ・税理士法人、DT弁護士法人およびデロイト・トーマツ・グループ合同会社を含む）の総称です。デロイト・トーマツ・グループは、日本で最大級のプロフェッショナル・グループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク・アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル・アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市に約2万人の専門家を擁し、多国企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト・トーマツ・グループWebサイト、www.deloitte.com/jpをご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト・トウシュート・マツ・リミテッド（“DTTL”）、そのグローバル・ネットワーク組織を構成するメンバー・ファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト・ネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバー・ファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTLおよびDTTLの各メンバー・ファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

デロイト・アジア・パシフィック・リミテッドはDTTLのメンバー・ファームであり、保証有限責任会社です。デロイト・アジア・パシフィック・リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア・パシフィックにおける100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル・アドバイザリー、リスク・アドバイザリー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの革新と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜するデロイトの45万人超の人材の活動の詳細については、www.deloitte.comをご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト・トウシュート・マツ・リミテッド（“DTTL”）、そのグローバル・ネットワーク組織を構成するメンバー・ファームおよびそれらの関係法人が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDTTL、そのメンバー・ファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバー・ファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301

IS/BCMSそれぞれの認証範囲はこちらをご覧ください
<http://www.bsigroup.com/clientDirectory>